(1)【現状】水害リスク情報や減災に係る取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項					貝科3		
項目	宇都宮市	日光市	小山市	真岡市	下野市	上三川町	益子町
想定される浸水リスク情報 の周知について	・洪水予報河川の浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成公表している。 ・今後、想定しうる最大の洪水に対する浸水想定区域の見直しに合わせてハザードマップの改訂を行う予定。	市では、関東・東北豪雨時の浸水被害 を地図におとし、今後注意が必要な個	説明会を実施した。		を基に市洪水ハザードマップを作成公	・ハザードマップを作成し全戸配布したほか、HP上で公表している。	・ハザードマップを全戸配布
洪水時における河川水位等 の情報提供等の内容及びタ イミングについて							
避難勧告等の発令基準について	国土交通省の川の防災情報等により,値 リアルタイムの降水量、水位等の週代 や範囲を報告を基に、総合的に判断 発令する。 発令する。指定行政機関や県等る。 指定行政機関や県等を がらの選難準値が「はる。開 観測所の、水位の上昇がさらに見 を観測し、水位の上昇がさいま (2)避難の水位が「避難判断水位」 は別所の水位の上昇がさいに見込まれ 観測し、水位の上昇がさいに見込まれ	総合的に判断して発令する。	基準地点水位の川は心部に 水位の川は心器注意を 水位の川は心器注意情 水ののしに、びに 、いとは川及水水位観測に値 、いた、と 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のででは、 、のででででいます。 、のででででいます。 、のででででいます。 、のでででいます。 、のででででいます。 、のででででいます。 、のででででいます。 、のででででいます。 、のででででいます。 、のででででいます。 、のででででいます。 、のでででいます。 、のでででいます。 、のででででいます。 、のでででいます。 、のでででいます。 、のでででいます。 、のでででいます。 、のででででいます。 、のででででいます。 、のででででいます。 、のででででいます。 、のでででできないます。 、のででででいます。 、のでででできないます。 、のでででできないます。 、のでででできないます。 、のでででできないます。 、のででできないます。 、のででできないます。 、のででできないます。 、のでででできないます。 、のででできないます。 、のででできないます。 、のででできないます。 、のででできないます。 、のででできないます。 、のででできないます。 、のででできないます。 、のででできないます。 、のででできないます。 、のででできないます。 、のででできないます。 、のででできないます。 、のででできないます。 、のででできないます。 、のでででできないででできないででできないででできないでででででででできないでででできないでででででででで	位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ○氾濫注意情報が発表されたとき (2)避難勧告 ○五行川又は小貝川の水位観測所の水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ○氾濫警戒情報が発表されたとき (3)避難指示 ○五行川又は小貝川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に達した場合	達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・はん濫警戒情報が発表されたとき (2) 避難勧告 ・水位観測所の水位がはん濫危険水位 に達した場合 ・はん濫危険情報が発表されたとき (3) 避難指示(緊急) ・水位観測所の水位がはん濫危険水位	水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ◆避難勧告が犯濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは危険判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合は心濫警戒情報が発表されたとき ◆避難指示	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により発令基準を定めている。
避難場所・避難経路について			指定避難所…小・中学校、高等学校、 大学校、県立体育館、県立プール館	は指定はしていないが暮らしの便利帳等により事前確認、選定の記載あり。	プ、HP、広報誌により周知。 ・避難方向は設定したが、避難経路に	・避難場所は17箇所を指定しておりハザードマップに示されている。 避難経路については自主防災組織の訓練等を通じて、地域に沿った経路を策定できるよう町も支援していく予定	知。 避難経路については、指定していな
住民等への情報伝達の方法について	車,防災行政無線(同報系:上河内地	・自治会、自主防災組織、消防団等に	心情報メール、緊急速報メール、Lア	勧告、避難指示を発令した場合は、次の方法により伝達する。 防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、ケーブルテレビ、スマート フォン用アプリ、市ホームページ、L アラートを利用した伝達。 広報車、消防団車両による巡回広報に	次の方法により伝達する。 防災行政無線、テレビのデータ放送、 文字放送、ラジオ放送、市ホームペー ジや緊急速報メール配信により発信す	じ避難情報等の配信を行っている。 特にかみたんメールについては自治会 を通じ、加入の促進を進めている。	災害の状況、伝達先に応じてる。 によ達するものとする。 ・住達するものとする。 ・住民等(住民機合性) ・住民等(住民機合性) ・投票時要援護者・経過層係機関等 ・災要援護者の本に、 ・改要援護者の事前登録、保育所、 ・防災関係機関等(消防署、消防団、 ・防災関係機関等(消防署、消防団、 ・防災関係機関等 ・防災所署、 ・防災所要、 ・防災所要、 ・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・

資料3

(1)【現代】水宝リフカ情報や減災に係る取組

①情報伝達、避難計画等					資料3
項目	・特になし。	芳賀町 ・洪水ハザードマップを全世帯に配布	塩谷町 ・洪水ハザードマップにより周知	高根沢町 ・高根沢町地震・洪水ハザードマップ	栃木県 ・県管理河川の内、洪水予報河川及
定される浸水リスク情報 周知について	े सिद्धि ८०	している。	・洗水バリードマックにより周知	・ 同板が町地展・ 次がバリード マップ により周知	・ 宗自程河川の内、浜ボア報河川及 水位周知河川について浸水想定区域 を作成・公表している。 ・今後、想定しうる最大の洪水に対 て見直しを行う予定。
₹水時における河川水位等 情報提供等の内容及びタ イミングについて					・直轄河川の洪水予報発令を受け関係機関へ情報提供を行っても洪水予報を会し、 ・県管理河川について、警察・県では、当時では、10周のは、10周のでは、10
避難勧告等の発令基準につ いて	・特になし。	・河川水位観測所毎の基準により発令。・大雨警報等の情報により発令		(1) 選準備所の水位、水位の化量が1.20mの上昇を強制の上昇を強制を表している。 (2位間の水道のの上昇を発生を表している。) では、水位のの人が、水位のの人が、水位し、水位のののでは、水位のののでは、水位のののでは、水位のののでは、水位のののでは、水位のののでは、水位のののでは、水位のののでは、水位のののでは、水位のののでは、水位のののでは、水位ののでは、水位ののでは、水位ののでは、水位ののでは、水位ののでは、水位ののでは、水位ののでは、水位ののでは、水位ののでは、水位ののでは、水位ののでは、水位ののでは、水位のでは、水位のでは、水位のでは、水位のでは、水位のでは、水位のでは、水位のでは、水位のでは、水で、水位のでは、水位のでは、水位のでは、水位のでは、水位のでは、水位のでは、水位のでは、水位のでは、水位のでは、水位のでは、水位のでは、水では、水では、水では、水では、水では、水では、水では、水では、水では、水	
^{選難場所・避難経路につい} C	・特になし。	・避難場所は、洪水ハザードマップに 記載。避難経路は方向を矢印で示す。	・小中学校やコミュニティセンターなどの公共施設等。 避難経路については指定していない。 洪水ハザードマップを町ホームページ に掲載している。	・高根沢町地震・洪水ハザードマップにより周知	・各市町が作成するハザードマップ 関して作成支援を行っている。
主民等への情報伝達の方法 こついて	・特になし。	した場合は、防災行政無線、町広報	対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の	ホームページ, 防災・防犯メール, 報 道関係機関等を通じて全ての人に伝わ	位観測情報」 (インターネット配信) により、雨量・河川水位・河川状況



避難誘導体制について	・市長又はその命を受けた職員に、 水によりるときしい危険が切迫し、水の信号 水によりるときしい危険が切り立し、水のによいを受けた。 ないたは、ラジには、大いの信号 では、カンボースとで、 では、カンボースとで、 では、カンボースとで、 では、カンボースとで、 では、カンボースとで、 をは、カンボースとで、 をは、カンボースとで、 では、カンボースとで、 をは、カンボースとで、 をは、カンボースとで、 をは、カンボースとで、 をは、カンボースとで、 をは、カンボースとで、 をは、カンボースとで、 をは、カンボースとで、 をは、カンボースとで、 をは、カンボースとで、 をは、かいに、 では、かいに、 では、かいに、 では、かいに、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	主防災組織による誘導を実施	・避難誘導は自治会、自主防災組織、 消防団等の協力を得る。 ・要配慮者等については、対応マニュ アルに従い民生員が対応する。	・市、警察、自主防災組織、消防団等 が連携し避難誘導を行う。	・消防団による各戸訪問等を行っている。 今後は自主防災組織主体の避難誘導体制を構築していく予定	・町職員、警察官、消防団員、自主防災組織等が連携して行う。	

項目	宇都宮市	日光市	小山市	真岡市	下野市	上三川町	益子町
河川水位等に係る情報提供について	・MCA無線機やEメールにて、情報を配信 している。	・市消防本部を通じて消防団へ連絡している。		・水防団(消防団)へ、災害対策本部から連絡をしている。 市ホームページにて、国土交通省の「川 の防災情報」や栃木県の「リアルタイム雨 量・河川水位観測情報」等へのリンクを掲載している。 河川状況の画像をケーブルテレビのデー タ放送、スマートフォン用アプリにより公開 をしている。	・災害対策本部から無線機やメールなど 複数の手段により消防団へ連絡	・かみたんメールにより配信している。	・災害対策本部より直接消防団へ連絡
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について		・毎年、出水期前に関係自治体、消防等と 重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っ ている。	監視ポイントの巡視を行い、各地点におい	・出動の指令を受けた水防団(消防団)が 受け持ち区間の巡視を実施している。 ・市職員による河川巡視を実施している。		・毎年、出水期前に県、消防等と重要水防 箇所及び水防倉庫の点検を行っている。	
水防資機材の整備状況について	備蓄保管、その他に防水シート422枚、 ロープ173束、鉄杭3,750、スコップ476本、	している。 ・各消防署に救命ボートやスコップ等水防 資器材を保有している。	・消防署及び分署等のほか、過去の水害被害があった場所付近の公園に土のうを配備し、また、水防工法に対応する資機材を配備している。 毎年、出水期前の水防資機材の点検を実施している。			のう用砂を備蓄している。	シート270枚、土のう袋600枚など
市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について					・市庁舎使用不能の場合は、ゆうゆう 館に本部を設置	・庁舎は災害時には災害対策本部として機能している。	・災害対策本部(役場)は、浸水想定 区域外

③河川管理施設の整備に関する事項

項目	宇都宮市	日光市	小山市	真岡市	下野市	上三川町	益子町
場防等河川管理施設の現状							
堤防等河川管理施設の現状 の整備状況について							

	(3) 行政区、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達 (4) 広報車使用による伝達 (5) デンジオ、有線放送、携帯電影・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
・特になし。 避難誘導体制について	町職員、消防団員、自主防災組織等が 連携して、危険な地域から安全な地域 へ避難誘導に努める。 「民とともに集団避難を行うよう指導す」は民とともに集団避難を行うよう る。	丘隣の

②水防に関する事項

(2)水防に関する事項	1	T			
項目	市貝町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県
河川水位等に係る情報提供について		・災害対策本部より直接消防団へ連絡する。			・直轄河川の水防警報発令時に関係機関へ情報提供を行っている。 ・県管理河川については、洪水予報の発表と併せ水防警報を発している。 ・「とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報」(インターネット配信)により、雨量・河川水位・河川状況映像等の情報を提供している。 ・電話応答装置により雨量・河川水位情報を確認できると共に、NHKデータ放送により、河川情報の配信を行っている。 ・防災担当者向けプッシュ配信として、短時間雨量・河川水位・洪水予報等の情報提供を行っている。
河川の巡視区間、水防活動の 実施体制について	・特になし。	・出動指令を受けて水防団(消防団)の受け持ち区間の巡視を実施する。	どの記載なし)	・各消防団の受け持ち区域(町内の各河川流域)があり、出動指令を受けて巡視を 実施する。	・毎年、出水期前に関係自治体、消防等と 重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っ ている。
水防資機材の整備状況について	・特になし。	土のう1,500袋、縄19巻、杭1,000本以上など	・土嚢等を町施設及び消防署に保管		・防災ステーション、防災ヤードに根固め ブロック、土のう用土砂等を備蓄している。 ・各土木事務所の水防倉庫に土のう袋等 の資機材を備蓄している。
市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について		特になし。	・特になし	・水害のおそれのある病院施設に町健康福祉課より連絡し、避難先を指示する。	

③河川管理施設の整備に関する事項

項目	市貝町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県
堤防等河川管理施設の現状 の整備状況について					・県管理の各河川において、河川整備計画に基づき整備している。 ・県の防災減災に対する取り組みとして、 県管理河川の堤防天端をアスファルト舗 装で保護し、決壊までの時間を少しでも延 ばす対策を実施している。また、堆積土を 除去し、洪水を安全に流す対策を実施し ている。

(2) 【課題】水害リスク情報や減災に係る取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	宇都宮市	日光市	小山市	真岡市	下野市
想定される浸水リスク情報 の周知について	・想定最大規模降雨による洪水浸水想 定区域図に伴う洪水ハザードマップの 改訂が必要である。	・特になし。	・浸水想定区域図及び堤防決壊時の氾濫シミュレーション結果をホームページで公開しているが、自治体や住民に向けて分かりやすいものではないため、浸水リスクとして認識されていない。	・洪水浸水想定区域の改訂に伴い、洪水ハザードマップの改訂が必要である。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想 定区域図に伴う洪水ハザードマップの 改訂が必要である。
避難勧告等の発令基準につ いて	・避難の判断基準となるができた。 前でも、避難すべきたでである。 ・降れないの見込や予想をも発っのの見込や予想を発生があるのの見込や予想を発生があるのの見込や予想を発生があるのの見込を発生がある。 ・時に深て、早朝の避難勧告のののができたが、水位ののができたが、水位ののでは、水位ののでは、水位ののでででである。 ・発が、水位ののでは、水位ののででででである。 ・が、とのでは、水位のが、でででででででででである。 ・ででできないでは、水位が、でででででででででである。 ・でできないでできない。 ・でできないでできない。 ・でできないでできない。 ・でできないできない。 ・でできないできない。 ・でできない。 ・できないできない。 ・できないできない。 ・できないできない。 ・できないできない。 ・できないできない。 ・できないできない。 ・できないできない。 ・できないできない。 ・できないできない。	・河川の水位上昇時には、同時に内水 氾濫や土砂災害、倒木等の対応もして いるため河川のみを注視できない。	・避難の判断基準となる水位に達する 前でも、避難すべき危険な状況になる 可能性がある。	・降雨や水位の見込や予想が困難である。 ・避難勧告等の発令の判断基準(具体的な考え方)を整理する必要がある。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水 氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。	・避難勧告等の発令にはタイムラインを目安として、上流部の状況や情報を詳細に収集する必要があるが位に達する前でもるがある。 ・避難すべある。 ・避難すがある。 ・避難すがある。 ・降しい。 ・降しい。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見込や予想を手に深夜、早朝の避難動告発令の見込や別別の水位上昇時には、同時にもしいるため河川のみを注視できない。
避難場所・避難経路につい て	・平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。	いる。	・はの難の難が、大きなの難がある。 で場のがあるというで、ず情難のがあるというで、では、というで、では、というで、では、というで、では、というで、では、というで、というで、では、というで、というで、というで、というで、というで、というで、というで、というで	・避難経路や避難方向についく必要がある。 ・浸水想定区域において避難場所まま場所の選定において再考の必要がある地域もあり、避難場所の選定について再考の必要方向の選定についため、避難しての避難を回避しての避難を回避しての避難を回避しての避難を回避しての避難を回避しての避難を回避しての避難を回避しての避難を回避しての避難を回避しての避難を回避しての避難を回避しての避難を回避しての避難を回避しての避難を回避しての避難を回避している。	・避難方向を設定しているが、平坦な地形のため浸水を回避しての避難経路の指定は困難。 ・避難路が浸水している場合、迂回路がない世帯が孤立する恐れがある。

資料3

上三川町

- ・浸水想定区域図等が浸水リスクとし
- て認識されていない。 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想 定区域図に伴う洪水ハザードマップの 改訂が必要である。
- ・避難勧告と避難指示の使い分けが難
- ・降雨や水位の見込や予想をするのは
- 難しい。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。

- ・避難経路については地域の実情に即 したものである必要があり、そのため には自主防災組織主導による避難経路 の設定が必要であると思われるが、自 主防災組織自体が立ち上がり初めた段 階であり、まだまだ時間が必要であ
- ・避難所については学校の体育館が多く指定されているが、一部浸水想定区域に指定されている学校があり、水害時には避難場がよって使用できないた。 め、離れた避難所まで避難する必要がある。

益子町	市貝町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県
・浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想 定区域図に伴う洪水ハザードマップの 改訂が必要である。	・洪水ハザードマップを全世帯配布を したが、浸水リスクとして認識されて いない。	・浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	・浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	
断に使用することは難しい。(大羽川と小貝川合流地点ぐらいに水位計が必要)・上流域に雨量観測所がないため見込み・予想が難しい	・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。	・基本的には、対象の基準水位観測所 の水位により避難勧告等の発令の数値 基準が決まっているが、数値基準以 にも様々な要因を総合的に判断しなければいけないこともあり、 適切な判断が 求められる。	可能性がある。 ・避難勧告と避難指示の使い分けが難しい。 ・降雨や水位の見込みや予想をするのは難しい。 ・特に深夜から明け方前の避難勧告発令については、二次災害の危険性も考慮すると判断が難しい。	・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。	
・洪水ハザードマップの全世帯配布をしたが、あまり活用されていないと思われる。	・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。 ・洪水ハザードマップの全世帯配布を したが、あまり活用されていないので は。	われる。		・平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。	

項目	宇都宮市	日光市	小山市	真岡市	下野市
住民等への情報伝達の方法について	・避難情報では、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いる	てしまう恐れを感じている。	・多中・くとて・・流・も帯る・に・載・な・活プ・てる・報情・応ス在 離確何機情なま国災音在効た要声い一るら達でしシ数るが災主伝災き実知 に、り状メが情る必時れ報電手 テ ペてを 一報必や周 含や のて運ら精本れの無きこえもる災 配ミ実をして順線なが線よしない に、り状メが情る必時れ報電手 テ ペてを 一報必や周 含や っ再し思いがの、恐へ政聞と考にあ付 のイ確法討り型情、明線なが線よしないが、大人要のがメ話段 ム 一早目 トの要方知 む外 た送てわるる人あがれ埋 音るル無確 聞 へ対し オ供をき で人 合けるる ルタに方検たュのが不無と達無る施らであ態一取報。要のがメ話段 ム 一早目 トの要方知 む外 た送てわいき。であまった。 に・載・な・活プ・てる・報情・応えた。 は、 が ジ期指 フ提。法で)国 場信いれる かるもと でん であまった。 でん 合けるる からもと でん であまった。 に・載・な・活プ・てる・報情・応えた。 は、 が ジ期指 フ提。法で)国 場信いれる であまった。 に・載・な・活プ・でる・報情・応えた。 は、 が ジ期指 フ提。法で)国 場信いれる・に・載・な・活プ・でる・報情・応えた。 でん 合けるる からまだい が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	たな伝達方法を検討する。 ・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない戸別受信を整備し難聴地域を解消する必要がある。	・防音を ・防音を ・防音を ・防音を ・防音を ・防音を ・防音を ・防音を ・防音を ・防音を ・大一の ・大一の ・大力の
避難誘導体制について	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・消防団員等の生命を守るため、 誘導時の退避の見極めが必要。 ・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。 ・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。	・避難勧告等が発行したが、 ・避難勧告等が発行されがは ・消時の待避の生命をがいは ・消時の待避の見極のに ・消時のに ・消時のに ・消時のに ・消時のに ・が必要の ・水連難を ・水連難を ・水連が ・ボルル ・ボルルル ・ボルル ・ボルル ・ボルル ・ボルルル ・ボルルル ・ボルルル ・ボルルル ・ボルルル ・ボルルル ・ボルルル ・ボルルルル	・各組織との連携を確認しておく必要がある。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。 ・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。	・避難勧告等が発令されて対応が課題をおい住民へ守いはは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、は、というでは、は、というでは、は、というでは、は、というでは、は、というでは、は、というでは、は、というでは、は、というでは、は、いいのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

上三川町

・自主防災組織による緊急連絡網の設置、要援護者の把握等を進めているところだが、まだ始まったばかりであり、実効性のあるものとはなっていな ・各機関からの FAX やメールが多 く、情報の精査が困難となっている。

- ・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の待避の見極めが必要。 ・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのも

- 無か忽定されるにめ、誘導方法をのものの検討が必要。 ・避難誘導マニュアル等を早急に整備する必要がある。 ・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が理照
- ・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れが ある。
- ・町民一人一人の避難の意識の向上が 必要。

益子町	市貝町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県
・防災無線(個別受信機含む)での広報が主となるが、旅行者や外国人への情報伝達が課題	・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。・外国人への情報伝達が必要。	・防災無線が聞こえなかった場合に対応できるよう電話による再送信サービスを実施しており周知もしているが存在を知らない方が多いと思われる。	・防災行政無線は、高時ののある。 ・防災行政無線は、豪雨時のある。 ・防災行政無線は、家のある。 ・緊急を報え、のでは、最低のの必要。 ・とに入力の必要。 ・避難情では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。 ・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。	
・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。	・消防団員等の生命を守るため、避難 誘導時の待避の見極めが必要。	・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。	・特に夜間の避難誘導については二次	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。 ・災害時要支援者の避難誘導方法が課題。	・市や国などの関係機関と連携して広域的な避難計画の策定が必要。

②水防に関する事項

項目	宇都宮市	日光市	小山市	真岡市	下野市
河川水位等に係る情報提供について	・水位等の情報を得た時に、情報共有 の有り方を検討する必要がある。 ・有線電話や携帯電話が使えない場合 の連絡手段の確保方法を考えておく必 要がある。	・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・なるべく迅速かつ分りやすく情報提供をする必要がある。 ・あわただしい中でいかに正確に迅速にできるか。	・提供する情報が、専門的な表現になら注意する必要がある。 ・水位等の情報を得た時にある。 ・水位等を検討する。 ・有の有線電話や機構であるない場合の連絡手段の 要がある。 ・あわただしい中でいかに正確にであるからができるか。 ・ホームページへのアクセスが無いよりサートが動かなくなることが無いよりにしたい。
河川の巡視区間、水防活動 の実施体制について	・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・水防活動時、災害対応実動員に対し 安全管理員を配置し実施するなど、二 次災害防止の対策を講じる必要があ る。	・巡視員の人員確保、交代時期が課題。 ・決壊するような猛烈な増水時は巡視や土嚢作業などには危険を伴うため、 二次災害防止等の対策を検討する必要がある。 ・夜間の巡視の場合、目視が難しく判断ができない可能性がある。	・水防団(消防団)や市職員など巡視 のための人員の確保、巡視員の安全確 保の徹底が必要である。	・巡視のための消防団員の安全対策が 一番大切なこと。 ・決壊するような猛烈な増水時は、巡 視や土のう作業などには危険を伴うた め安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必 要がある。
水防資機材の整備 状況について	・新技術を活用した水防資機材等の整備検討をしていく。	・配備済みの水防資器材に対しては、耐用年数や破損状況を点検し更新する必要があり、また、種類や数量を検討し見直していく必要もある。	・新技術を活用した水防資機材等の整備検討をしていく。 ・資機材については、数量等含め定期 的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見 直していく必要がある。 ・水防資機材の整備は殆どなされてい ないので、計画的な整備が必要であ る。	・資機材については、定期的な点検管 理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見 直していく必要がある。	・ライフジャケットなどの装備の充実を行った。今後、更新計画が必要。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を見直し、 重要水防個所に備蓄場所の整備を進める必要がある。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	・市庁舎及び災害拠点病院の浸水想定はない。	・当市には浸水想定区域が指定されていない。	・市役所各出張所について、災害事情に見あった対応を検討している。・庁舎については、災害が発生した際に被害が最小限にとどまるような水害対策を行う必要がある。・浸水想定が0.5m未満のところがほとんどとはいえ、浸水区域に病院が含まれているので、その対策について検討することが必要である。		・想定最大規模降雨における浸水深な どの被害想定により、再検討する必要 がある。 ・庁舎までの参集ルートの水害対策を 行う必要がある。

③河川管理施設の整備に関する事項

項目	宇都宮市	日光市	小山市	真岡市	下野市
堤防等河川管理施設の現状の 整備状況について					

上三川町

- ・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。・水位等の情報を得た時に、情報共有の有り方を検討する必要がある。・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。
- 要がある。
 ・あわただしい中でいかに正確に迅速にできるか。

- ・巡視のための必要な人員確保が、消防団だけでは難しい。
- ・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うた め安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必
- 要がある。
- ・資機材については、定期的な点検管 理が必要である。
- ・庁舎は浸水想定区域に指定されていないが、周囲が冠水し孤立する可能性がある。

上三川町

益子町	市貝町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県
・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。	・あわただしい中でいかに正確に迅速にできるか。	・水位等の情報を得た時に、情報共有 の有り方を検討する必要がある。	・提供する情報が、専門的な表現になら注意する必要をある。 ・把握する自動を表現を表現である。 ・把握報を表現である。 ・把握報過多になるでは、 ・地でのは、 ・地でのは、 ・現場でのは、 ・現場での情報と、 ・現場での情報と、 ・現場での。 ・のでのは、 ・のでのでは、 ・のでのでのでのでのでは、 ・のでのでのでのでは、 ・のでのでのでは、 ・のでのでのでは、 ・のでのでのでのでのでのでででででででででででででででででででででででででで	・有線電話や携帯電話が使えない場合 の連絡手段の確保方法を考えておく必 要がある。	
・消防団・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・担当者の安全管理を徹底していく必 要がある。	・担当者の安全管理を徹底していく必 要がある。	・特になし。	・巡視を実施する消防団員の安全管理を徹底していく必要がある。 ・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。	・実際の水防活動を想定し、関係機関と協力した訓練の実施や点検が必要。
・資機材については、定期的な点検管 理が必要である。	・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要。	・資機材については、定期的な点検管 理が必要である。	・水防資機材の整備は殆どなされていないので、今後計画的な整備が必要である。		水防資機材の備蓄について、水防活動の計画に合わせた数量など検討が必要。
・浸水想定区域に立地していないので特になし	・庁舎については、今後同規模の災害 が発生した際に被害が最小限にとどま るような水害対策を行う必要がある。	・特になし。	・立地条件として水害時の被害はあまり想定していない。	・情報伝達の仕組みづくりが課題である。	

益子町	市貝町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県
					・河川整備が完了していない。 ・河川の整備は下流からの改修が原則であるため、上流や整備完了区間については、堆積土の撤去等により洪水を安全に流す対策が必要である。